

鳥取県庁内LAN/パソコン広告事業 広告募集仕様書(平成30年1月～3月分)

(平成29年11月13日施行)

1. 広告の種類

庁内LAN/パソコン起動時の画面上に表示する広告画像

2. 広告を掲載するパソコン

約5,000台 (本庁及び地方機関の職員が日常の事務に使用する全ての庁内LAN/パソコン)

3. 募集概要

(1) 広告の規格等

表示サイズ	パソコンの全画面の約50% (別添「広告表示イメージ」のとおり)
表示頻度	パソコン起動時に毎回表示
表示時間	広告表示から「閉じる」ボタンをクリックするまでの間 (最短でも4秒間表示)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページにリンクする機能は有しません。 ・ 最大4パターンの広告画像を設定できます(起動時に画像1つをランダムに表示、「次の情報へ」ボタンをクリックすれば他の画像を表示)。また、1週間につき1回を限度に内容変更もできます。 ・ 広告画像は、広告主で作成し、原則、掲載開始日の5日前までに電子データで提出していただきます。

(2) 広告画像の規格

大きさ	横800ピクセル × 縦600ピクセル
形式	JPEG形式
容量	300KB以下
色	カラー

(3) 掲載期間

平成30年1月	平成30年1月4日(木)～1月31日(水)
平成30年2月	平成30年2月1日(木)～2月28日(水)
平成30年3月	平成30年3月1日(木)～平成30年4月1日(日)

※土日や休日は閉庁日のため、パソコン利用は一部の職員に限られます。

広告画像の掲載及び削除の作業は、原則、掲載開始日の前日及び掲載終了日の13:00～17:00の間に行います。(休日等の場合は翌日の9:00～12:00の間)

(4) 募集する広告主数

各月ごとに1者募集します。

(5) 広告掲載料

1月あたり 70,000円以上 (消費税及び地方消費税含む。)

(6) 応募期限

平成29年12月1日(金)午後5時(必着)

※なお、応募期限までに申込みがなかった場合には、応募期限の翌日から、随時申込みを受け付けます。

この場合、申込みの先着順により、申込内容を審査して広告主を決定します。

ただし、事務手続き等が間に合わない場合には、お申込みをお断りすることがありますので、ご了承ください。

(7) 申込方法

「鳥取県庁内LAN/パソコン広告事業申込書」に広告の内容がわかるものを添付して、持参、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかの方法により提出してください。(電子メール及びファクシミリの場合は、送信時に御連絡をお願いします。)

(8) 決定方法

申込内容を審査し、最も広告掲載料が高額な者に決定します。(同額の場合は、この事業に関係のない県職員による抽選で決定します。)

(9) 広告基準

鳥取県広告事業実施要綱第5条、鳥取県庁内LAN/パソコン広告事業取扱要領第4条の規定によります。

(10) 申込・問合せ先

鳥取県 総務部 行財政改革局 財源確保推進課
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
 電話 0857-26-7784 ファクシミリ 0857-26-7616
 電子メール ishida-n@pref.tottori.lg.jp
 ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/koukoku/>